

2026年6月23日

各 位

会 社 名：インフロニア・ホールディングス株式会社  
代 表 者 名：代表執行役社長 岐部 一誠  
(コード：5076 東証プライム市場)  
問 合 せ 先：グループマネジメント部長 堀井 洋一  
(TEL：03-6380-8253)

### 業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2022年6月23日付で役員報酬として業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入後、2023年6月20日付で本制度の対象会社を追加することを公表し、現在に至りますが、本日開催の報酬委員会において、本制度の改定を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度改定の理由

当社は、当社の取締役及び執行役並びに前田建設工業株式会社、前田道路株式会社、株式会社前田製作所の3社(以下「事業会社3社」といいます。)の取締役及び執行役員(以下、当社の取締役及び執行役並びに事業会社3社の取締役及び執行役員を総称して「対象取締役等」といいます。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

本制度はこれまで、中期経営計画期間を評価期間に合わせてポイントの付与から株式等の給付までを行う「3年一括付与型」としてきました。今般、対象取締役等がより中長期的な視点を持ち続けるとともに、每期評価を行うことで持続的かつ中長期的な企業価値向上につなげていくことが重要と考え、当事業年度より本制度を複数の評価期間が重なり合う「オーバーラップ型」へ変更します。

また、株主価値と経営者の利害を一致させ、市場からの客観的評価を報酬に反映するとともに、成長戦略を確実なものとするため、「相対TSR(注1)」と「EBITDA(注2)」を指標として用います。

(注1) 相対TSRとは、当社の株主価値向上の度合いを示す指標として、3事業年度を評価期間として算定した当社株式のTSR(Total Shareholder Return: 株価変動と配当を反映した株主総利回り)を、配当込みTOPIXのTSR(株主総利回り)と比較して相対的に評価する指標をいいます。

(注2) EBITDAとは、当社の事業活動による収益力を示す指標として、事業利益に減価償却費を加算して算定する利益指標をいいます。相対TSRと同じく3事業年度を評価期間とします。

## 2. 本制度の概要及び改定の内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（当社は、本制度に基づき、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする信託を設定しておりますところ、改定後の本制度に基づく当社による株式取得資金等の拠出、当社株式の取得、対象取締役等に対する給付も、当該信託を通じて行うことといたします。以下、当該信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役等に対して、当社及び事業会社3社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

本制度の改定内容は以下のとおりです。（なお、本制度の概要につきましては、2022年6月23日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2023年6月20日付「業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。）

項目	改定前	改定後
当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役等のポイント（注3）	中期経営計画期間開始直後の定時株主総会日又はそれ以降に対象取締役等となった場合には当該日に、役員株式給付規程に基づき、職務執行期間、管掌及び中期経営計画期間の株価を勘案して算出したポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与される。中期経営計画期間の終了後、基準ポイントに対して、想定されていた職務執行期間に対する在任期間の割合、及び当社の3か年平均連結付加価値額（注4）に基づき定められる株式交付率を乗じ、最終的に各対象取締役に付与されるポイント数を確定する。（以下、このようにして算出されたポイントを、「株式交付ポイント」という。）	定時株主総会日又はそれ以降に対象取締役等となった場合には当該日に、役員株式給付規程に基づき、職務執行期間、管掌及び職務執行期間の開始直前の株価を勘案して算出したポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与される。ポイント付与から3年後に開催される定時株主総会日（以下「ポイント確定日」という。）に想定されていた職務執行期間に対する在任期間の割合、当社の相対 TSR 及び EBITDA に基づき定められる株式交付率を乗じ、最終的に各対象取締役に付与されるポイント数を確定する。（以下、このようにして算出されたポイントを、「株式交付ポイント」という。）
当社株式等の給付	中期経営計画期間の終了後、所定の受益者確定手続を行うことにより、中期経営計画期間終了後の一定時期に本信託から株式等の給付を受ける。（注5、6）	ポイント確定日に、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント確定後の一定時期に本信託から株式等の給付を受ける。（注5、6）

（注3）対象取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じてポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。また、1事業年度当たりのポイント数の上限は、当社の取締役及び執行役に対しては422,732ポイント、事業会社3社の取締役及び執行役員に対しては841,572ポイントです。なお、今般の制度変更による上限の変更はありません。

（注4）3か年連結平均付加価値額は、当社の中期経営計画期間における各事業年度の連結付加価値額の3か年平均値に応じて定まるものとし、連結付加価値額は当社の連結事業利益、総人件費、減価償却費、研究開発費の総和にて算出される額とします。

- (注5) 役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、納税資金の確保を目的として一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。
- (注6) 本制度が過度なリスクテイクを促すようなインセンティブとなることを抑制し、役員報酬の健全性を確保することを目的に、非違行為や不正会計による財務諸表の遡及修正等の一定の事由が生じたときと当社の取締役会が認めた場合に、当社株式等の給付の前後を問わず、報酬委員会の判断によって報酬の全部又は一部を返還させる又は没収する条項(いわゆるマルス・クローバック条項)を定めています。

以上